令和７年度

根室市健全化判断比率等審査意見

根　室　市　監　査　委　員

根 監 第　　７１　号
令和８年　９月　３日

根室市長　石　垣　雅　敏　　様

根室市監査委員　宮　野　裕　行

根室市監査委員　五十嵐　　寛

令和７年度根室市健全化判断比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第３条第１項の規定により、審査に付された令和７年度決算における健全化判断比率の審査をした結果、別紙のとおり意見を提出します。

根 監 第　　７２　号
令和８年　９月　３日

根室市長　石　垣　雅　敏　　様

根室市監査委員　宮　野　裕　行

根室市監査委員　五十嵐　　寛

令和７年度根室市各公営企業会計資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第２２条第１項の規定により、審査に付された令和７年度決算における資金不足比率の審査をした結果、別紙のとおり意見を提出します。

目　　次

１．審査の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
２．審査の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
３．審査の手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
４．審査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
５．審査意見書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
Ⅰ．財政の健全性に関する比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
（１）健全化判断比率の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
ア．実質赤字比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
イ．連結実質赤字比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
ウ．実質公債費比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
エ．将来負担比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
（２）公営企業会計に係る資金不足比率の状況・・・・・・・・・・　４
ア．根室市港湾整備事業会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
イ．根室市水道事業会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
ウ．根室市下水道事業会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
エ．根室市病院事業会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
Ⅱ．各比率の算定式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
Ⅲ．健全化判断比率等についての意見・・・・・・・・・・・・・・・　５

資料

・算定式　　実質赤字比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
連結実質赤字比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
実質公債費比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
将来負担比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
資金不足比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

令和７年度根室市健全化判断比率等審査意見

１．審査の対象

〇健全化判断比率

・実質赤字比率

・連結実質赤字比率

・実質公債費比率

・将来負担比率

〇資金不足比率

審査に付された比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

２．審査の期間

令和８年８月５日から令和８年８月３１日まで

３．審査の手続

審査にあたっては、市長から提出された比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令の規定に従い作成され、比率の対象となる会計の実質赤字の額（公営企業にあっては資金不足の額)、公債費及び将来負担の状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、各会計の決算書や決算統計をはじめ関係諸帳簿及び証拠書類との突合、検算等を実施した。

次に、連結して審査の対象となる会計間において計数の不整合が無いかを確認するため分析を行い、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条及び第２２条の趣旨にのっとって比率が算定されているかを主眼に審査し、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

４．審査の結果

審査に付された比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び関係法令の定めるところにより作成されていると認められる。

審査した比率はいずれも基準内であり、早期健全化の対象となるものは無かった。審査の対象となる比率の概要及び意見並びに前年度比率との比較は次のとおりである。

５．審査意見

別紙のとおり（令和８年９月３日付提出）

Ⅰ．財政の健全性に関する比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定された各比率については、平成１９年度の決算審査から監査委員の意見を付すことが義務付けられた。

また、早期健全化及び財政再生の計画策定義務に係る規定は、平成２０年度決算から適用されることとなり、各比率が適正であるかの判断の基準として、早期健全化基準及び財政再生基準を使用した。

（１）健全化判断比率の状況

健全化判断比率は実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の４比率からなっており、それぞれの比率の状況及び前年度比率との比較は、次のとおりである。

ア．実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等（本市においては一般会計及び農業用水事業特別会計並びに流通加工センター汚水処理事業特別会計をいう。以下同じ。）を対象とし、実質赤字の額の標準財政規模に対する比率である。

本市の一般会計等に実質赤字の額は無いため、当該比率には該当せず、比率は「－」で表現されている。

また、前年度も実質赤字の額は無かったため、比率は「－」となっている。

なお、当該比率の早期健全化基準は１３．４０％、財政再生基準は２０％となっている。

（※早期健全化基準は財政規模に応じて定まる。）

（単位：％、ポイント）

区　　分	**令和７年度**	令和６年度	比　　較
実質赤字比率	－	－	－
早期健全化基準	**１３．４０**	１３．４５	
財政再生基準	**２０．００**	２０．００	

イ．連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計等、特別会計（一般会計等以外の特別会計のうち公営企業会計に係る特別会計以外の特別会計をいう。以下同じ。）の実質赤字額と、公営企業会計（地方公営企業法適用企業に係る特別会計及び地方公営企業法非適用企業に係る特別会計をいう。以下同じ。）の資金不足額を合算した額の、標準財政規模に対する比率である。

本市の一般会計等、特別会計及び公営企業会計に実質赤字の額（公営企業会計にあっては資金不足の額）は無いため、当該比率には該当せず、比率は「－」で表現されている。

また、前年度についても、全ての会計で実質赤字の額（公営企業会計にあっては資金不足の額）は無かったため、比率は「－」で表現されている。

なお、当該比率の早期健全化基準は１８．４０％、財政再生基準は３０％となっている。

（※早期健全化基準は財政規模に応じて定まる。）

（単位：％、ポイント）

区　　分	**令和７年度**	令和６年度	比　　較
連結実質赤字比率	－	－	－
早期健全化基準	**１８．４０**	１８．４５	
財政再生基準	**３０．００**	３０．００	

ウ．実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等、特別会計、公営企業会計及び一部事務組合等（本市においては北海道市町村総合事務組合、北海道町村議会議員公務災害補償等組合、北海道後期高齢者医療広域連合、北海道市町村職員退職手当組合、北海道市町村備荒資金組合である。以下同じ。）を対象とし、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の額の標準財政規模に対する比率である。

当該比率は８．０％となっており、前年度に比較して０．６ポイント低下している。

令和７年度の当該比率は、令和５年度から令和７年度の単年度実質公債費比率の３か年平均で算定しており、令和６年度の当該比率も同様に、令和４年度から令和６年度の３か年平均で算定している。

このため、前年度比率との変動要因は令和４年度と令和７年度の単年度比率の対比となり、令和７年度の単年度比率が令和４年度の単年度比率を下回ったことから、３か年平均の比率が低下したものである。また、令和７年度の単年度比率は、令和６年度と比較しても低下している。

なお、当該比率の早期健全化基準は２５％、財政再生基準は３５％となっている。

また、一部事務組合等が起こした地方債の償還金に係る負担額はない。

（単位：％、ポイント）

区　　分	**令和７年度**	令和６年度	比　　較
実質公債費比率	**８．０**	８．６	△０．６
（単年度実質公債費比率）	(R7：7.34350)	(R6：8.20070)	
	(R6：8.20070)	(R5：8.47951)	
	(R5：8.47951)	(R4：9.16916)	
早期健全化基準	**２５．０**	２５．０	
財政再生基準	**３５．０**	３５．０	

エ．将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等、特別会計、公営企業会計、一部事務組合等及び地方公社等を対象とし、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額の標準財政規模に対する比率である。

当該比率は△２１１．５％となっている。

また、前年度に比較して１．５ポイント上昇しているものの、依然として充当可能財源等が将来負担額を大きく上回る状況が維持されており、その主な要因は、算定の分子となる「公営企業債等繰入見込額」で２８０，０１９千円５．７％減少したほか、分子から控除される「基準財政需要額算入見込額」で２９０，０３９千円２．１％増加したこと等によるものである。

なお、当該比率の早期健全化基準は３５０％となっている（当該比率について財政再生基準は定められていない。）。

将来負担額の大きな要素として挙げられるのは、「地方債の現在高」、「公営企業債等繰入見込額」及び「退職手当支給予定額に係る負担見込額」である。

（単位：％、ポイント）

区　　分	**令和７年度**	令和６年度	比　較
将来負担比率	**△２１１．５**	△２１３．０	１．５
早期健全化基準	**３５０．０**	３５０．０	

（２）公営企業会計における資金不足比率の状況

資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定するものであり、一般会計等の実質赤字比率に相当するものとなっている。算定された各会計の資金不足の額は連結実質赤字額の算定に反映している。

なお、公営企業会計ごとに算定する資金不足比率は、対象となる公営企業会計ごとに審査し、それぞれの比率の状況及び前年度比率との比較は、次のとおりである。

当該比率の経営健全化基準は２０％となっている（当該比率について財政再生基準は定められていない。）。

○法適用企業

ア．根室市港湾整備事業会計

本会計には資金不足の額は無く当該比率には該当せず、比率は「－」で表現されている。また、前年度も資金不足の額は無かったため、比率は「－」となっている。

（単位：％、ポイント）

区　　分	**令和７年度**	令和６年度	比　較
資金不足比率	**－**	－	－
経営健全化基準	**２０．０**	２０．０	

イ．根室市水道事業会計

本会計には資金不足の額は無く当該比率には該当せず、比率は「－」で表現されている。また、前年度も資金不足の額は無かったため、比率は「－」となっている。

（単位：％、ポイント）

区　　分	**令和７年度**	令和６年度	比　較
資金不足比率	**－**	－	－
経営健全化基準	**２０．０**	２０．０	

ウ．根室市下水道事業会計

本会計には資金不足の額は無く当該比率には該当せず、比率は「－」で表現されている。また、前年度も資金不足の額は無かったため、比率は「－」となっている。

（単位：％、ポイント）

区　　分	**令和７年度**	令和６年度	比　　較
資金不足比率	－	－	－
経営健全化基準	**２０．０**	２０．０	

エ．根室市病院事業会計

本会計には資金不足の額は無く当該比率には該当せず、比率は「－」で表現されている。また、前年度も資金不足の額は無かったため、比率は「－」となっている。

（単位：％、ポイント）

区　　分	**令和７年度**	令和６年度	比　　較
資金不足比率	－	－	－
経営健全化基準	**２０．０**	２０．０	

Ⅱ．各比率の算定式

別紙資料のとおり

Ⅲ．健全化判断比率等についての意見

健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率について審査したところ、本市においては早期健全化及び経営健全化の対象となる基準値を超える比率は皆無であった。

上記比率において、赤字額または資金不足額がないため算定されない実質赤字比率・連結実質赤字比率・資金不足比率を除き、直近３か年平均で算定する実質公債費比率は改善しており、将来負担比率については一時的な上昇が見られるものの、近年改善傾向にある。

（単位：％）

比率／年度	**令和７年度**	令和６年度	令和５年度	令和４年度	令和３年度
実質公債費比率	**８．０**	８．６	８．５	８．４	８．５
将来負担比率	**△２１１．５**	△２１３．０	△１８７．１	△１７９．７	△１０５．９

また、公営企業会計における資金不足比率についても、各会計とも算定されていないが、病院事業会計は多額の一般会計繰入金により資金不足を回避している状況であり、経営改善が求められる厳しい経営状況となっている。

公営企業の健全な運営には収益の確保はもちろんのこと、いかに費用を節減するかが重要であり、今後も人口減少や少子高齢化の進行に加え、物価高騰や人件費の上昇など社会経済情勢の変化により、本市の財政運営を取り巻く環境は一層厳しさを増すことが見込まれることから、全会計において将来の財政を的確に見通し、持続可能な財政運営が維持されることを望むものである。

令和7年度　健全化判断比率及び資金不足比率の状況

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字額

・標準財政規模：標準税収入額（※1）＋普通交付税額＋臨時財政対策債発行可能額

※1　標準税収入額：（基準財政収入額－地方譲与税－交通安全対策特別交付金－※2）×（100／75）＋地方譲与税＋交通安全対策特別交付金

※2（市町村民税所得割に係る税源委譲相当額の25%）+（地方消費税交付金に係る引き上げ分の25%）

◇計算式（単位：千円・%）

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計の実質収支}\ 354{,}555 + \text{汚水会計の実質収支}\ 0 + \text{農水会計の実質収支}\ 4{,}436}{\text{標準財政規模}\ 9{,}593{,}755} = -3.74$$

※実質赤字比率がマイナス（－）になっているのは、黒字決算となっていることによるものである。

連結実質赤字比率 ＝ **連結実質赤字額** ／ **標準財政規模**

・イとロの合計額（赤字）がハとニの合計額（黒字）を超える場合の当該超える額

イ：一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ：公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ：一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ：公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の実質黒字の合計額

・標準財政規模：標準税収入額（※1）＋普通交付税額＋臨時財政対策債発行可能額

※1　標準税収入額：（基準財政収入額－地方譲与税－交通安全対策特別交付金－※2）×（100／75）＋地方譲与税＋交通安全対策特別交付金

※2（市町村民税所得割に係る税源委譲相当額の25%）+（地方消費税交付金に係る引き上げ分の25%）

◇計算式（単位：千円・%）

一般会計の実質収支	汚水会計の実質収支	農水会計の実質収支	交通会計の実質収支	国保会計の実質収支	介護会計の実質収支
354,555 ＋	0 ＋	4,436 ＋	594 ＋	50,534 ＋	25,738
後期会計の実質収支	**水道会計の資金剰余**	**下水道会計の資金剰余**	**病院会計の資金剰余**	**港湾会計の資金剰余**	**合　計**
＋ 5,044 ＋	356,611 ＋	534,492 ＋	70,984 ＋	848,148 ＝	2,251,136

連結実質赤字比率 ＝ 2,251,136 ／ 9,593,755（**標準財政規模**）

＝ **−23.46**

実質公債費比率（3ヵ年平均） ＝ （地方債の元利償還金＋準元利償還金）－（特定財源＋元利償還金・準元利償還に係る基準財政需要額算入額） ／ 標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）

・準元利償還金：イからホまでの合計額

イ：満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額 ⇒ **該当なし**

ロ：一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ハ：組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの ⇒ **該当なし**

ニ：債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

ホ：一時借入金の利子

・標準財政規模：標準税収入額（※1）＋普通交付税額＋臨時財政対策債発行可能額

※1　標準税収入額：（基準財政収入額－地方譲与税－交通安全対策特別交付金－※2）×（100／75）＋地方譲与税＋交通安全対策特別交付金

※2（市町村民税所得割に係る税源委譲相当額の25%）+（地方消費税交付金に係る引き上げ分の25%）

◇計算式（単位：千円・%）

	地方債の元利償還金		準元利償還金		特定財源		元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
令和５年度	（ 1,832,466	＋	374,681	）－（ 258,176	＋	1,272,205	）
令和６年度	（ 1,810,883	＋	375,755	）－（ 263,931	＋	1,261,137	）
令和７年度	（ 1,735,547	＋	411,424	）－（ 295,502	＋	1,237,853	）

実質公債費比率 ＝

	標準財政規模		元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
令和５年度	9,253,401	－	1,272,205
令和６年度	9,328,375	－	1,261,137
令和７年度	9,593,755	－	1,237,853

＝

	単年度
令和５年度	8.47951
令和６年度	8.20070
令和７年度	7.34350

＝ 3ヵ年平均 **8.0**

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額}-(\text{充当可能基金額}+\text{特定財源見込額}+\text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模}-(\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

・将来負担額:イからチまでの合計額
　イ：一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
　ロ：債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
　ハ：一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
　ニ：当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
　ホ：退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
　ヘ：地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
　ト：連結実質赤字額
　チ：組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
・充当可能基金額:イからヘまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金
・標準財政規模:標準税収入額(※1)＋普通交付税額＋臨時財政対策債発行可能額
　※1　標準税収入額:(基準財政収入額－地方譲与税－交通安全対策特別交付金－※2)×(100／75)＋地方譲与税＋交通安全対策特別交付金
　※2　(市町村民税所得割に係る税源委譲相当額の25%) +(地方消費税交付金に係る引き上げ分の25%)

◇計算式(単位:千円・%)

将来負担額

地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	退職手当負担見込額	連結実質赤字額
19,276,687 ＋	0 ＋	4,592,770 ＋	2,566,310 ＋	0

$$\text{将来負担額} = \frac{-(\text{充当可能基金額}\ 27{,}912{,}194 + \text{特定財源見込額}\ 1{,}862{,}044 + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}\ 14{,}337{,}566)}{\text{標準財政規模}\ 9{,}593{,}755 - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}\ 1{,}237{,}853}$$

$$= -211.5$$

資金不足比率 ＝ 資金の不足額 ／ 事業の規模

・資金の不足額

＝（流動負債－控除企業債等）＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－（流動資産－土地評価差額）－解消可能資金不足額

※宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある ⇒ 港湾会計

・事業の規模：営業収益の額－受託工事収益の額

◇計算式（単位：千円・%）

資金不足比率 ＝ 資金の不足額

	流動負債		控除企業債等		建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高		流動資産		土地評価差額（港湾会計のみ）		解消可能資金不足額
港湾会計	（ 12,440	－	1,017 ）	＋	0	－（	861,201	－	1,630 ）	－	0
水道会計	（ 427,829	－	314,311 ）	＋	62,620	－（	532,749	－	0 ）	－	0
下水道会計	（ 299,946	－	191,054 ）	＋	0	－（	643,384	－	0 ）	－	0
病院会計	（ 1,019,282	－	305,590 ）	＋	0	－（	784,676	－	0 ）	－	0

÷ 事業の規模

	営業収益の額		受託工事収益の額
港湾会計	195,322	－	0
水道会計	768,543	－	0
下水道会計	419,952	－	0
病院会計	2,874,846	－	0

港湾会計	−434.2%
水道会計	−46.4%
下水道会計	−127.2%
病院会計	−2.4%

港湾会計、水道会計、下水道会計、病院会計 ＝ 資金不足額なし